## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第１４号**
石川県珠洲市上戸町北方い字17番地
債務者　北川　　享
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　金沢地方裁判所輪島支部

**平成２７年（フ）第１５号**
石川県輪島市山岸町37部１番地
債務者　松野　従子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　金沢地方裁判所輪島支部

**平成２７年（フ）第２４３２号**
大阪市浪速区桜川２丁目７番２―318号
債務者　村田　知子（旧姓寺口）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２５７６号**
大阪市平野区瓜破１丁目５番26―301号
債務者　細川　優希
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２６５６号**
大阪市住吉区万代６丁目８番28―307号
債務者　吉永　久男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７１６号**
大阪府高槻市深沢本町８番７号
債務者　シルフィーこと　藤田　泰需
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７６８号**
大阪市北区曽根崎１丁目４番５―805号
債務者　川端　真実（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２８３２号**
大阪市東住吉区駒川１丁目14―32、住民票上の住所大阪市東住吉区北田辺６丁目12番26号
債務者　倉田　和男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２８４３号**
大阪市鶴見区放出東２丁目８番７号　ジョイハイツ401号室
債務者　小森　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２８９８号**
大阪府枚方市走谷２丁目２番２号
債務者　西川　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２９０９号**
大阪市都島区友渕町１丁目５番71―902号
債務者　山内なおみ
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３２７号**
大阪市旭区大宮３丁目６番29号
債務者　野間　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３６９号**
大阪府東大阪市荒川３丁目９番26号
債務者　梶川　一哉
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４１４号**
大阪市平野区長吉出戸４丁目６番20号出戸文化104号
債務者　中野　啓三
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４２０号**
大阪市西淀川区千舟２丁目９番21―505号
債務者　和田　貢一
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５００号**
大阪市淀川区十八条３丁目16番32号岸田ハイツＢ号
債務者　川井千加三
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５２８号**
大阪市東住吉区湯里５丁目13番７―502号
債務者　中川　和博
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部